

令和8年1月吉日

お 客 さ ま 各位

都留信用組合

「貸金庫規定」「自動貸金庫規定」の一部改正について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務の適正化を図るため、下記のとおり「貸金庫規定」および「自動貸金庫規定」の一部を改正いたします。

なお、改正後の規定は、すでに貸金庫をご契約いただいているお客さまにも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当組合窓口までお問い合わせください。

お客さまには、お手数をおかけいたしますが、本改正につきましてご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改正日

令和8年2月2日（月）

2. 主な改正内容

（1）格納品の範囲の変更

格納できないものに「現金」等を追加いたします。

（2）利用目的の確認の追加

貸金庫の契約や利用にあたって「貸金庫借用に関する申告書」を書面にて提出いただきます。

（3）取引の制限の追加

当組合からの依頼にご回答いただけない場合、貸金庫のご利用を制限させていただくことがございます。

3. 改正後の貸金庫規定

（1）貸金庫規定

<https://www.tsurushinkumi.co.jp/6.kasikinko.pdf>

（2）自動貸金庫規定

<https://www.tsurushinkumi.co.jp/7.autokasikinko.pdf>

以上